

消防団協力事業所表示制度を始めました

地域を火災などの災害から守り、地域の消防防災リーダーとして重要な役割を果たす消防団。津山市では活動する消防団員の約9割をサラリーマンが占めています。そのため、平日の昼間は地元にいる消防団員が少ないことや勤務形態の多様化により訓練・研修へ参加しにくいことなどもあり、地域防災力の低下が心配される状況となっています。

市では、消防団員の確保と活動環境を整備するため、津山市消防団に積極的に協力している事業所などを「消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を4月から始めました。この制度により、事業所との新たな協力体制を構築して、地域防災力のさらなる維持・向上に努めていきます。



▲消防団協力事業所表示証

《認定を受けた事業所のメリット》

- 「消防団協力事業所表示証」を交付するとともに、市ホームページなどで事業所名を公表します
- 表示証を社屋などに掲示することで、地域住民の皆さんに対して社会貢献をPRできます。また、事業所のホームページやパンフレットなどに広く公表することができます

※認定の基準や手続きについてはお問い合わせください

問い合わせ先 危機管理課消防防災係 ☎22-1190

「鍵かけ! 声かけ!」運動実施中!

～一人ひとりが防犯意識を高め、地域で結束しましょう～

鍵かけ

犯罪被害に遭わないために、

鍵かけの徹底を!

- ◎家の鍵かけをお忘れなく。「自分の家は大丈夫」「ちょっとだから」などと油断は禁物です。しっかり鍵をかける習慣を身につけましょう
- ◎自動車を離れるときは、鍵かけはもちろん、車内に貴重品などを放置しないよう心掛けましょう
- ◎自転車はわずかな時間でも2ロック（鍵を2カ所かける）を徹底しましょう



声かけ

子どもを取り巻く環境の悪化をくい止め、

浄化できるのは大人だけです

積極的な声かけによる注意喚起を!

- ◎「早く帰りましょう」など、子どもたちに温かい声をかけましょう
- ◎あいさつを積極的に行い、近所に見慣れない人がいたら「何かご用ですか?」など、一声かけましょう



問い合わせ先 危機管理課 ☎32-2042、津山警察署管内防犯連合会 ☎25-0110

事業主(給与支払者)の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします!

地方税法と市税賦課徴収条例により所得税を源泉徴収している事業所は、原則として個人住民税(市・県民税)の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)を行うことになっていますので、ご協力をお願いします。

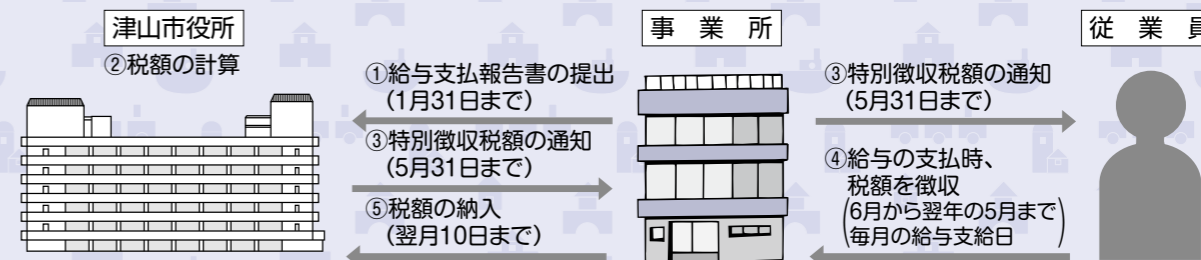


個人住民税特別徴収 Q&A

Q 個人住民税の特別徴収ってどんな制度?

A 個人住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をしたりする手間はかかりません。税額等は市で計算を行い従業員ごとの税額を通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに金融機関等を通じて市に納付してください。

特別徴収の方法による納税のしくみ



Q 特別徴収にすると何かメリットはあるの?

A 個人住民税の特別徴収は「従業員一人ひとりが金融機関等で納付する手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税義務者である従業員にとって大変便利な制度です。

また、普通徴収(従業員が個人で納付)では納期は年4回ですが、特別徴収にすると年12回になりますので、従業員にとって1回当たりの負担額が少なくなります。

なお、従業員が常時10人未満の事業所であれば納期を年2回とする制度(納期の特例)もあります。

Q 新たに特別徴収に切り替えるにはどうしたらいいの?

A 毎年1月31日までに提出する給与支払報告書(総括表)に朱書きで「特別徴収希望」と記入して課税課へ提出してください。5月中旬に特別徴収税額の通知書類を送付します。また、今年度から特別徴収に切り替えが可能な場合は、課税課へ相談してください。



65歳未満で公的年金と給与の収入がある皆さんへ

公的年金にかかる個人住民税を給与から特別徴収できるようになりました

平成22年度から公的年金にかかる個人住民税(市・県民税)を給与から特別徴収(天引き)できるようになりました。

これは、平成21年度から個人住民税を公的年金から特別徴収する制度の開始に伴い、この制度の対象とならない65歳未満で公的年金と給与の収入がある人は給与から公的年金にかかる税額が特別徴収できなくなりましたが、窓口での納付の手間が新たに発生するため制度の一部が見直されたためです。

ただし、平成22年4月1日現在65歳以上の人は、年金にかかる個人住民税は公的年金からの特別徴収または普通徴収(個人納付)によって納めることになります。

問い合わせ先 課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2015